

# 社会福祉法改正に伴う法人への支援について ~ 社会福祉法人経営力強化事業(平成 29 年度 福祉保健局予算要求の状況) ~

## 1 法人支援の方向性

都はこれまでも、社会福祉法人の経営改革や組織・運営形態の変革に対し支援を実施

また、課題のある法人の早期発見・早期対応に取り組むため、23 年度から「社会福祉法人経営適正化事業」を開始し、財務分析や分析結果に基づく指導強化等を実施

社会福祉法の改正を契機に、28 年度からは「社会福祉法人経営力強化事業」に再構築し、法人の自主的な取組を支援

法人への支援策については、専門家会議の意見等も踏まえ、法人の規模に応じた多様な支援策を実施

特に、小規模の法人に対してはきめ細かく支援

法改正後の 1 年間で、集中的に支援策を実施 都内すべての法人が円滑に法改正に対応

## 2 法改正と課題

### 経営組織のガバナンス強化

評議員会の必置、議決機関化

(課題) 平成 29 年 3 月 31 日までに評議員を選任  
経過措置が終了する 32 年 3 月までに評議員を選任【小規模】

理事・監事等の権限・責務の明確化

(課題) 法改正の内容について十分な理解が必要

(課題) 事務負担の増加に対応する事務局機能の強化が必要【小規模】

### 財務規律の強化

会計監査人設置の義務化

(課題) 会計監査人設置の意義の十分な理解が必要  
会計監査人非設置法人における財務規律の確保が必要【中小規模】

社会福祉充実計画の作成

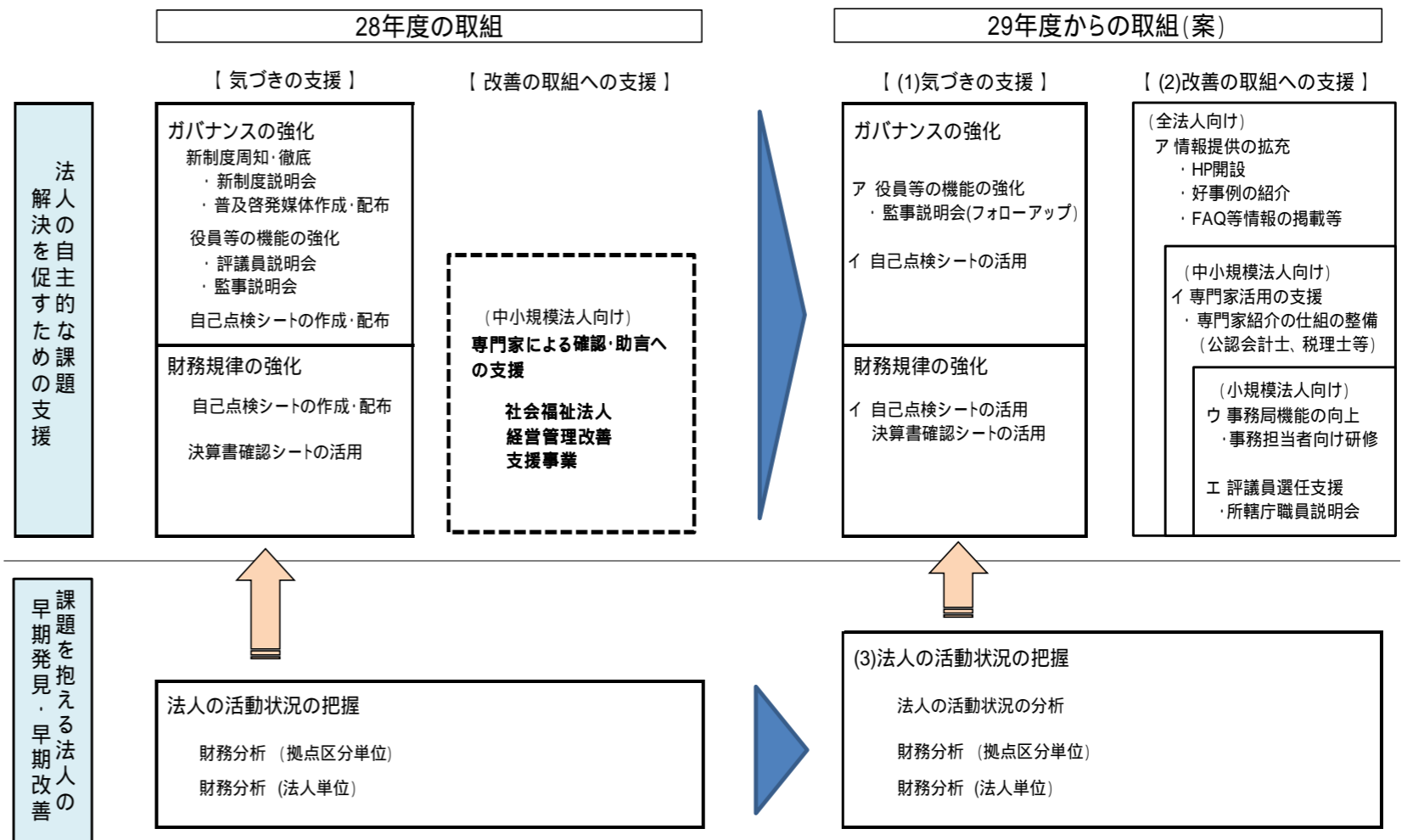
(課題) 社会福祉充実残額の適切な算定

### 法人の活動状況の把握(都の取組)

都道府県による計算書類等の分析等

(課題) 都が指導検査に活用すること、都民へ情報提すること  
法人自らの改善に活用すること

## 3 社会福祉法人経営力強化事業の実施



## 4 社会福祉法人経営力強化事業における新たな取組

### 【専門家会議の意見】

#### 情報提供の拡充について

- ・ 悩みが多い事項については FAQ にして HP に公表してはどうか。

#### 専門家活用の支援について

- ・ 法人が疑問を感じたときに相談できる体制を整備しておくといよいのではないか。
- ・ 企業会計は知っているも、社会福祉法人会計については詳しくないなど、専門家活用に当たっては、社会福祉法人制度や実態を理解してもらう必要がある。

#### 事務局機能の向上について

- ・ 収益が1～2億円程度の法人と9～10億円程度の中規模法人とでは抱える課題のレベルが異なるのではないか。
- ・ 小規模法人には、専任の事務担当者がいない。
- ・ 新制度移行対応の中心となる法人事務担当者向けの支援が必要ではないか。

#### 評議員の選任支援について

- ・ 小規模法人を中心として評議員会が未設置のところがあり、どうやって人を探していったらいいのかという現実的な相談を受ける場合がある。

#### 法人の活動状況の把握について

- ・ 様々な事業を行っている社会福祉法人の活動の実態を反映させるため、事業別や規模別の分類を行い、分析してはどうか。

### (1) 気づきの支援

#### ア 役員等の機能の強化(継続)

##### 監事説明会(フォローアップ)

監事の機能強化を図るため、頻出課題や課題解決に役立つ取組例を紹介するなど、実践的な知識の習得を目的とした「監事説明会」を開催する。

対象 28年度の監事説明会に参加した監事

#### イ 自己点検シート・決算書確認シートの活用

##### (ア) 自己点検シート

法令等に基づく法人運営や経理処理等について確認すべき事項をまとめた自己点検シート  
監事説明会等で説明し、法人自らの確認及び改善の取組を促進する。  
小規模法人の負担軽減のため、最低限点検すべき事項として、重点項目を選定する。

##### (イ) 決算書確認シート(継続)

適正な計算書類等の作成に目的を特化した決算書確認シート  
法人による適正な計算書類の作成を促進する。

### (2) 改善の取組への支援

全法人対象

#### ア 情報提供の拡充

HP の開設により、容易にアクセスできる方法で情報を提供し、効率的な課題解決を促進する。  
掲載事項例 FAQ、業務改善に役立つ好事例、国通知等関係資料、研修資料等

法人中小規模対象

#### イ 専門家活用の支援

- ・ 専門家(税理士、公認会計士)を紹介する仕組みを構築し、会計監査人非設置法人の専門家を活用した財務規律の強化等を促進する。
- ・ 仕組みを開始する前に、専門家に対して、都内中小規模法人の実情等の理解を促す研修を実施する。

小規模法人対象

#### ウ 事務局機能の向上

##### ・事務担当者向け研修

本部専従職員がいないような小規模法人に対して、法人運営を適正に行うために必要な基礎的な事項の習得を促進する。

対象 小規模法人 規模 各80(人)×6(回)

#### エ 評議員選任支援

評議員定数の経過措置の対象となる小規模法人が評議員を確保できるよう、所轄庁である区市を対象に区市社協等関係機関との連携を促進するための説明会を実施する。

対象 区市社会福祉法人所管職員

### (3) 法人の活動状況の把握

#### 【法人の活動状況の分析】

これまでの法人単位・拠点区分単位の財務分析に加え、現況報告書等をもとに、都内法人の活動状況分析(社会福祉事業数・公益事業数・収益事業数/拠点区分数/理事長報酬額/法人職員数・法人本部職員数等)を行い、事業分野、事業規模別に平均値や分布等を公表する。(都 HP 等に掲載)

都による活用 …… 指導検査に活用

法人による活用 …… 法人は公表された値について他法人との比較により、自らの活動状況を把握

都民による活用 …… 都 HP に公表された値と各法人の計算書類や現況報告書等を比較することで、都内法人の実態理解に活用